

香川県条例第32号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額)				(種別及び金額)			
第2条 略				第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
第1表 略				第1表 略			
第2表 手数料の部				第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～583 略				1～583 略			
584 サービス 付き高齢者向 け住宅の登録 又は登録更新 申請手数料	申請に係るサービス 付き高齢者向け住宅 の戸数			584 高齢者円 滑入居賃貸住 宅登録申請手 数料		1件	700円
	1以上10以下	1件	26,000円				
	11以上20以下	1件	31,000円				
	21以上30以下	1件	35,000円				
	31以上40以下	1件	4万円				
	41以上50以下	1件	44,000円				
	51以上70以下	1件	53,000円				
	71以上100以下	1件	66,000円				
	101以上	1件	79,000円				
584の2～598 略				584の2～598 略			
備考 略				備考 略			

附 則

この条例は、平成23年10月20日から施行する。